

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 広告専門会社としての取組み

地域の最も身近な広告専門会社として、すべてのお客さまの事業成長を支え、地域社会の反映に貢献してまいります。

b. 効果的なマーケティングの実現

マス媒体（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌）・Web媒体はもちろんのこと、あいちフィナンシャルグループが持つリソースを活用することにより、お客さまのブランド価値を最大化するとともに、ターゲットに最適なメッセージを届けることで、効果的なマーケティングを実現してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、本宣言の趣旨に賛同するとともに、パーパス（存在意義、進むべき指針）である「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」に基づく事業活動を通じて、「地域の発展」と「企業価値の向上」を目指すとともに、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2026年1月21日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社あいちFGマーケティング 代表取締役 伊藤 公二
企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。